

ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

問 医療保険に関する問い合わせ／吉備庁舎住民課
介護保険に関する問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

● 高額医療・高額介護合算制度とは

この制度は、医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、職場の健康保険など）と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が、著しく高額になる場合の負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険のそれぞれの月額の上限額を適用した後に、年間（毎年、8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、年額の自己負担限度額（下表）を超えた場合は、申請によって超えた額が支給されます。ただし、食費や居住費、差額ベッド代については合算の対象になりません。

● 支給の対象および申請

・支給の対象

医療保険と介護保険の両制度ともに自己負担額がある世帯。医療保険ごとに一つの世帯とみなします。住民票で同じ世帯になっていても、加入する医療保険が異なると別世帯として計算されますのでご注意ください。

・申請窓口

7月末日現在に加入する各医療保険の窓口で申請してください。添付書類として「自己負担額証明書」などが必要な場合がありますので、申請時に各医療保険窓口にご確認ください。

● 年齢や世帯の所得に応じて自己負担限度額が決まります

自己負担限度額（70歳未満）

（年額／平成29年8月～平成30年7月）

所得区分	国民健康保険 または職場の健康保険 【70歳未満の人】
年間所得 901万円超	(ア) 212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	(イ) 141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	(ウ) 67万円
年間所得 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	(エ) 60万円
住民税非課税世帯	(オ) 34万円

自己負担限度額

（年額／平成29年8月～平成30年7月）

所得区分	国民健康保険 または職場の健康保険 【70歳以上 75歳未満の人】	後期高齢者 医療制度
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II 31万円	31万円
	I 19万円 ^(※)	19万円 ^(※)

(※) Iの場合、介護サービス利用者が複数人いる場合は、31万円となります。

● 勸奨通知

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方で、計算期間内（平成29年8月1日～平成30年7月31日）に保険者の変更などがなかった方については、支給対象者の方に申請書などを送付しています。申請がまだの方は、各庁舎の医療保険窓口へ申請してください。

なお、計算期間内に死亡された方や市町村を超えて転居した方、他の医療保険から国民健康保険に加入した方などには、勸奨通知が送付されていない場合があります。支給条件に該当すると思われる方は、医療保険の窓口へ申請してください。